

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附 則

(公共法人等の範囲に関する経過措置)

第八条 旧所得税法別表第一第一号の表に掲げる社団法人又は財団法人であつて一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)次項において「整備法」という。)第四十条第一項の規定により一般社団法人又は一般財團法人として存続するもの(次項において「特例民法法人」という。)のうち、同法第一百六条第一項(同法第一百二十二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の登記をしていないもの(同法第一百三十三条第一項の規定により同法第四十五条の認可を取り消されたものを除く。)は、新所得税法別表第一に掲げる内国法人とみなして、新所得税法その他所得税に関する法令の規定を適用する。

2 特例民法法人であつて整備法第一百二十二条第一項において読み替えて準用する整備法第一百六条第一項の登記をしたもの(うち、退職金共済事業を行う法人であつて政令で定めるものは、新所得税法別表第一に掲げる内国法人とみなして、新所得税法その他所得税に関する法令の規定を適用する。

(外国公益法人等に関する経過措置)

第十一條 附則第一条第五号口に掲げる改正規定の施行の際現に旧法人税法別表第二号の指定を受けている外国法人の平成二十五年十一月三十日までに開始する各事業年度の所得に対する法人税については、旧法人税法第四条第二項、第十一条及び第一百四十三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該外国法人の平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度の所得に係る同条第三項の規定の適用については、同項中「百分の二十二」とあるのは、「百分の十九」とする。

(上場株式等に係る配当所得の課税の特例に関する経過措置)

第三十二条 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新租税特別措

附 則

(公共法人等の範囲に関する経過措置)

第八条 旧所得税法別表第一第一号の表に掲げる社団法人又は財団法人であつて一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十条第一項の規定により一般社団法人又は一般財團法人として存続するもののうち、同法第一百六条第一項(同法第一百二十二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の登記をしていないもの(同法第一百三十三条第一項の規定により同法第四十五条の認可を取り消されたものを除く。)は、新所得税法別表第一に掲げる内国法人とみなして、新所得税法その他所得税に関する法令の規定を適用する。

(外国公益法人等に関する経過措置)

第十一條 附則第一条第五号口に掲げる改正規定の施行の際現に旧法人税法別表第二号の指定を受けている外国法人の平成二十五年十一月三十日までに開始する各事業年度の所得に対する法人税については、旧法人税法第四条第二項、第十一条及び第一百四十三条の規定は、なおその効力を有する。

(上場株式等に係る配当所得の課税の特例に関する経過措置)

第三十二条 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新租税特別措

置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対し課する所得税の額は、同条第一項前段の規定にかかるわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の七に相当する額とする。

255 省略

（上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例に関する経過措置）

第三十三条 省略

2 新租税特別措置法第九条の三の場合において、同条各号に掲げる配当等が平成二十一年四月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものであるときは、当該配当等に係る同条の規定の適用については、同条中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

3 省略

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第四十三条 省略

2 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に新租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等（以下この条及び附則第四十五条において「上場株式等」という。）の譲渡（新租税特別措置法第三十七条の十の二第二項に規定する譲渡をいう。）のうち新租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（新租税特別措置法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新租税特別措置法第三十七条の十第一項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し課する所得税の額は、同条第一項前段の規定にかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第一号の規定により読み替えた所得税法第七十二条から第八

255 同上

（上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例に関する経過措置）

第三十三条 同上

2 新租税特別措置法第九条の三の場合において、同条各号に掲げる配当等が平成二十一年四月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものであるときは、当該配当等に係る同条の規定の適用については、同条中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

3 同上

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第四十三条 同上

2 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に新租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等（以下この条及び附則第四十五条において「上場株式等」という。）の譲渡（新租税特別措置法第三十七条の十の二第二項に規定する譲渡をいう。）のうち新租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（新租税特別措置法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新租税特別措置法第三十七条の十第一項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し課する所得税の額は、同条第一項前段の規定にかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第一号の規定により読み替えた所得税法第七十二条から第八

十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の七に相当する額とする。

3-8 省略

（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例に関する経過措置）

第四十五条 新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項の場合において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に新租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等（同条第二項に規定する信用取引等をいう。）に係る新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する差金決済をしたときは、当該譲渡又は差金決済により生じた同項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

2 新租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項の場合において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に同条第二項に規定する対象譲渡等を行ったときは、当該対象譲渡等により生じた同条第三項に規定する満たない部分の金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

3 省略

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十四条 省略

2 新租税特別措置法第三条の二第十四項前段の場合において、同項に規定する非居住者が支払を受けるべき新租税特別措置法第九条の三各号に掲げる配当等（以下この条において「上場株式等の配当等」という。）が平成二十一年四月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものであるときは、当該上場株式等の配当等に係る同項後段の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

3 省略

（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例に関する経過措置）

第四十五条 新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項の場合において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に新租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等（同条第二項に規定する信用取引等をいう。）に係る新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する差金決済をしたときは、当該譲渡又は差金決済により生じた同項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

2 新租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項の場合において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に同条第二項に規定する対象譲渡等を行ったときは、当該対象譲渡等により生じた同条第三項に規定する満たない部分の金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

3 同上

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十四条 同上

2 新租税特別措置法第三条の二第十四項前段の場合において、同項に規定する非居住者が支払を受けるべき新租税特別措置法第九条の三各号に掲げる配当等（以下この条において「上場株式等の配当等」という。）が平成二十一年四月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものであるときは、当該上場株式等の配当等に係る同項後段の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

3 同上

4 新租税特別措置法第三条の二第二十項前段の場合において、居住者が支払

十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の七に相当する額とする。

3-8 同上

を受けるべき上場株式等の配当等が平成二十一年四月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものであるときは、当該上場株式等の配当等に係る同項後段の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

を受けるべき上場株式等の配当等が平成二十一年四月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものであるときは、当該上場株式等の配当等に係る同項後段の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

第二十五条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六号）の一部を次のように改正する。

（租税特別措置法の一部改正）

第十八条 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

（租税特別措置法の一部改正）

第十八条 同 上

第十条の二の二第一項第一号中「石油」を「化石燃料（非化石エネルギー）の開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第二条第一号に規定する化石燃料をいう。」に改め、「資し、又は当該エネルギー資源の利用に伴い生ずる公害その他これに準ずる公共の災害の防止に」を削り、「次に掲げる」を「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）第二条に規定する新エネルギー利用等に資する」に改め、同号イ及びロを削る。

第四十二条の三第四項第一号中「規定する報告書」の下に「、第三十七条の十四第十五項に規定する報告書」を加え、同項第五号及び第六号中「第三十七条の十一の三第十一項」の下に「、第三十七条の十四第十七項」を加える。

第四十二条の三第一項第一号中「規定する報告書」の下に「、第三十七条の十四第十五項に規定する報告書」を加え、同項第五号及び第六号中「第三十七条の十一の三第十一項」の下に「、第三十七条の十四第十八項」を加える。

第四十二条の五第一項第一号中「石油」を「化石燃料（非化石エネルギー）の開発及び導入の促進に関する法律第二条第一号に規定する化石燃料をいう。」に改め、「資し、又は当該エネルギー資源の利用に伴い生ずる公害その他これに準ずる公共の災害の防止に」を削り、「次に掲げる」を「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第二条に規定する新エネルギー利用等に資する」に改め、同号イ及びロを削り、

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～五 省 略

附 則

（施行期日）

第一条 同 上

一～五 同 上

六 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

六 附則第六十四条第三項及び第四項の規定 平成二十一年十月一日
七 同 上

口 第十八条中租税特別措置法第四条の四第二項の改正規定

口 第十八条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第九条の七」を「第九条の八」に改める部分に限る。）、同法第四条の四第二項の改正規定、同法第二章第一節中第九条の七の次に一条を加える改正規定、同法第三十七条の十二第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十四の改正規定、同法第四十一条の十九の五第一項の改正規定及び同法第四十二条の三第一項の改正規定（同項第二号中「規定する報告書」の下に「第三十七条の十四第十五項に規定する報告書」を加える部分並びに同項第五号及び第六号に係る部分に限る。）並びに附則第五十二条、第六十一条並びに第六十四条第一項及び第二項の規定

七 附則第六十四条第三項及び第四項の規定 平成二十五年十月一日

七の二 第十八条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第九条の七」を「第九条の八」に改める部分に限る。）、同法第二章第一節中第九条の七の次に一条を加える改正規定、同法第三十七条の十二第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十四の改正規定、同法第四十一条の十九の五第一項の改正規定及び同法第五十二条、第六十一条並びに第六十四条第一項及び第二項の規定 平成二十一年一月一日

八 省 略

九 削除

九 同 上
八 第十八条中租税特別措置法第十条の二の二第一項第二号の改正規定及び同法第四十二条の五第一項第二号の改正規定並びに附則第五十三条、第七十五条及び第一百五条第一項の規定 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十号）の施行の日

十 同 上

（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税に関する経過措置）

第五十二条 新租税特別措置法第九条の八の規定は、平成二十六年一月一日以後に支払を受けるべき同条に規定する非課税口座内上場株式等の配当等について適用する。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税に関する経過措置）
第五十二条 新租税特別措置法第九条の八の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払を受けるべき同条に規定する非課税口座内上場株式等の配当等について適用する。

（エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五十三条 新租税特別措置法第十条の二の二（第一項第一号に係る部分に限る。）

第五十三条 削除

の規定は、個人が附則第一条第九号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備について適用し、個人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の二の二第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備については、なお従前の例による。

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

第六十一条 新租税特別措置法第三十七条の十の二第一項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、平成二十六年分以後の所得税について適用し、平成二十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置)

第六十四条 新租税特別措置法第三十七条の十四第一項から第五項まで及び第十四項から第二十項までの規定は、平成二十六年一月一日以後に設定される同条第五項第一号に規定する非課税口座に係る同日以後の同条第一項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡及び同条第四項各号に掲げる事由による同項の非課税口座内上場株式等の払出しについて適用する。

2 新租税特別措置法第三十七条の十四第六項から第十三項までの規定は、平成二十六年一月一日以後に同条第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書の提出（同号に規定する提出をいう。次項において同じ。）又は同条第六項の申請書の提出（同項に規定する提出をいう。第四項において同じ。）をする場合について適用する。

3 新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座を設定しようとする同号の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者及び同号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長は、平成二十六年一月一日前においても、同号及び同条第十一項から第十三項までの規定の例により、同号に規定する非課税口座開設届出書の提出、同条第十一項において準用する同条第七項の告知及び確認、同条第十三項に規定する財務省令で定める事項（以下この項において「記載事項」という。）の提供その他必要な行為をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた当該非課税口座開設届出書の提出、告知及び確認並びに記載事項の提供は、同日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

第六十一条 新租税特別措置法第三十七条の十の二第一項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置)

第六十四条 新租税特別措置法第三十七条の十四第一項から第五項まで及び第十四項から第二十項までの規定は、平成二十四年一月一日以後に設定される同条第五項第一号に規定する非課税口座に係る同日以後の同条第一項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡及び同条第四項各号に掲げる事由による同項の非課税口座内上場株式等の払出しについて適用する。

2 新租税特別措置法第三十七条の十四第六項から第十三項までの規定は、平成二十四年一月一日以後に同条第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書の提出（同号に規定する提出をいう。次項において同じ。）又は同条第六項の申請書の提出（同項に規定する提出をいう。第四項において同じ。）をする場合について適用する。

3 新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座を設定しようとする同号の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者及び同号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長は、平成二十四年一月一日前においても、同号及び同条第十一項から第十三項までの規定の例により、同号に規定する非課税口座開設届出書の提出、同条第十一項において準用する同条第七項の告知及び確認、同条第十三項に規定する財務省令で定める事項（以下この項において「記載事項」という。）の提供その他必要な行為をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた当該非課税口座開設届出書の提出、告知及び確認並びに記載事項の提供は、同日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第三号に規定する非課税口座開設確認書の交付を受けようとする同条第六項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者、同項の金融商品取引業者等の営業所の長及び同条第九項に規定する所轄税務署長は、平成二十六年一月一日前においても、同条第六項から第十項までの規定の例により、同条第六項の申請書の提出、同条第七項の告知及び確認、同条第九項に規定する申請事項の提供及び帳簿への記載又は記録、同条第十項第一号の非課税口座開設確認書又は同項第二号の書面の交付その他必要な行為をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた当該申請書の提出、告知及び確認、申請事項の提供及び帳簿への記載又は記録並びに非課税口座開設確認書又は書面の交付は、同日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

第七十五条 削除

(連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第一百五十五条

(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

新租税特別措置法第四十二条の五(第一項第二号に係る部分に限る)の規定は、法人が附則第一条第九号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用し、法人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等については、なお従前の例による。

(連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第一百五十六条

新租税特別措置法第六十八条の十(第一項第二号に係る部分に限る)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第九号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等については、なお従前の例による。

新租税特別措置法第六十八条の十第九項の規定は、平成二十二年十月一日以後に解散が行われる場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日

新租税特別措置法第三十七条の十四第五項第三号に規定する非課税口座開設確認書の交付を受けようとする同条第六項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者、同項の金融商品取引業者等の営業所の長及び同条第九項に規定する所轄税務署長は、平成二十四年一月一日前においても、同条第六項から第十項までの規定の例により、同条第六項の申請書の提出、同条第七項の告知及び確認、同条第九項に規定する申請事項の提供及び帳簿への記載又は記録、同条第十項第一号の非課税口座開設確認書又は同項第二号の書面の交付その他必要な行為をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた当該申請書の提出、告知及び確認、申請事項の提供及び帳簿への記載又は記録並びに非課税口座開設確認書又は書面の交付は、同日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

新租税特別措置法第四十二条の五(第一項第二号に係る部分に限る)の規定は、法人が附則第一条第九号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用し、法人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等については、なお従前の例による。

(連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

新租税特別措置法第六十八条の十(第一項第二号に係る部分に限る)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第九号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等については、なお従前の例による。

新租税特別措置法第六十八条の十第九項の規定は、平成二十二年十月一日以後に解散が行われる場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に解

前に解散が行われた場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

解散が行われた場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十三年六月一日

イ 第一条中所得税法第二百三十八条に「項を加える改正規定及び同法第一百四十三条第二項の改正規定

ロ 第二条中法人税法第一百五十九条に「項を加える改正規定及び同法第一百六十一条の改正規定

ハ 第三条中相続税法第六十八条に「項を加える改正規定及び同法第七十一条の改正規定

二 第四条中地価税法第三十九条に「項を加える改正規定及び同法第四十二条第一項第二項の改正規定

ホ 第六条中消費税法第六十四条の改正規定、同法第六十五条第三号の改正規定及び同法第六十七条第二項の改正規定

ヘ 第七条中酒税法第五十五条に「項を加える改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定、同法第五十七条の改正規定、同法第五十八条第一項の改正規定(同項第四号、第九号、第十号及び第十一号に係る部分に限る。)及び同法第五十九条第二項の改正規定

ト 第八条中たばこ税法第二十八条に「項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定(同条第一号から第五号までに係る部分に限る。)及び同法第三十条の改正規定(同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。)

チ 第九条中揮発油税法第二十七条に「項を加える改正規定、同法第二十八条の改正規定(同条第七号を削る部分を除く。)及び同法第二十九条第二項の改正規定

リ 第十条中地方揮発油税法第十五条に「項を加える改正規定及び同法第十七条の改正規定(同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。)

ヌ 第十一条中石油ガス税法第二十八条に「項を加える改正規定、同法第二十九条の改正規定(同条第一号及び第三号から第六号までに係る部分に限る。)及び同法第三十条の改正規定(同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。)

「反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。)

ル 第二十二条中石油石炭税法第二十四条に「項を加える改正規定、同法第二十五条の改正規定（同条第一号から第五号までに係る部分に限る。）及び同法第二十六条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分に限る。）

ヲ 第十三条中航空機燃料税法第二十条に「項を加える改正規定及び同法第二十四条の改正規定（同条第一号及び第二号に係る部分に限る。）

ハ 第十四条中電源開発促進税法第十三条に「項を加える改正規定及び同法第二十四条の改正規定（同条第一号及び第二号に係る部分に限る。）

カ 第十六条中印紙税法第二十三条の改正規定（同条第二号及び第四号に係る部分に限る。）

タ 第二十条中租税特別措置法第三十七条の十一の三の改正規定（同条第八項に係る部分に限る。）、同法第四十二条の三の改正規定（同条第二項第二号、第五号及び第六号に係る部分並びに同条第一項中「又は第三十七条の五第五項第二号」を削り、「同条第二項」を「第三十七条の五第二項」に改める部分を除く。）、同法第七十条の十三の改正規定、同法第八十九条の改正規定（同条第十五項の表揮発油税法第十七条第一項の項及び揮発油税法第十七条第二項の項中「行なわれている」を「行われている」に改める部分を除く。）及び同法第九十条の七第三項の改正規定（同項第六号中「の提出を怠り」を「を提出せず」に改める部分に限る。）並びに附則第二百四十二条第四項の規定

レ 第二十二条中輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第二十四条の改正規定（同条に一号を加える部分を除く。）

ソ 第二十三条中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第二十一条に「項を加える改正規定及び同法第二十三条第二項の改正規定

二 次に掲げる規定 平成二十三年十月一日

イ 第六条中消費税法第九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十一条の改正規定、同法第十二条の改正規定、同

法第十二条の二第一項及び第二項の改正規定、同法第十五条の改正規定並びに
同法第五十七条第一項第一号の改正規定並びに附則第四十七条第一項及び第二
項の規定

口 第二十条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第三節の二 石油石炭税法」）

〔第三節の二 石油石炭税法の特
第一款 地球温暖化対策のた

の特例（第九十条の四—第九十条の七）〕を

第二款 その他の特例（第九

例

めの課税の特例（第九十条の三の二—第九十条の三の四）に改める部分に限
十条の四—第九十条の七）」

る。）、同法第八条の四第一項第一号の改正規定、同法第九条の三第一号の改
正規定、同法第六十六条の四第二項の改正規定、同条第六項第一号の改正規定
、同項第二号の改正規定、同法第六十八条の八十八第二項の改正規定、同条第
六項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、同法第六章第三節の二中第九
十条の四の前に一款及び款名を加える改正規定、同法第九十条の五第一項の改
正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定（「平成二十三年三月三十一日」
を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第九十条の七
第一項の改正規定及び同条第三項の改正規定（同項第六号中「の提出を怠り」
を「を提出せず」に改める部分を除く。）並びに附則第六十二条、第六十三条
、第九十条第一項、第一百三十六条第一項及び第一百四十四条から第一百四十八条ま
での規定

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定（同項第十六号に係る部分及び同
項第四十号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第十七条の改正規定、同
法第二十八条の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第五十七条の二第一
項の改正規定、同条第二項の改正規定、同法第七十四条第二項第三号の改正規
定、同法第八十三条の二第一項の改正規定、同法第八十四条第一項の改正規定
、同法第八十五条の改正規定、同法第一百二十条第三項の改正規定、同法第一百
十二条第一項の改正規定、同法第一百五十九条（見出しを含む。）の改正規定、
同法第一百六十条（見出しを含む。）の改正規定、同法第一百六十六条の改正規定
、同法第一百九十条第二号の改正規定、同法第一百九十四条第一項第五号の改正規
定、同法第一百九十五条の二第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規
定、同法第二百一条の改正規定、同法第二百三条第一項の改正規定、同法第二

百三十三条の三第一号の改正規定、同法第二百三十三条の五第一項第一号の改正規定、同法第二百二十四条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十五条第一項の改正規定（同項第八号及び第十号に係る部分を除く。）、同法第二百二十八条の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第二百三十三条规定から第二百三十六条までの改正規定、同法第二百四十二条の改正規定、同法別表第二の改正規定、同法別表第三の改正規定、同法別表第四の改正規定、同法別表第五の改正規定及び同法別表第六の改正規定並びに附則第三条から第七条まで、第九条から第十一条まで、第十三条第一項及び第二項、第十四条第二項及び第三項並びに第十六条の規定

口 第二条中法人税法第二条第四十号の改正規定、同法第二十六条第一項第三号の改正規定、同法第四十条及び第四十一条の改正規定、同法第八十一条の七第一項及び第八十一条の八第一項の改正規定、同法第一百三十三条（見出しを含む。）の改正規定、同法第一百三十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第一百四十七条の改正規定、同法第一百五十三条の前の見出しを削る改正規定、同条から同法第一百五十七条までの改正規定並びに同法第一百六十二条の改正規定並びに附則第三十四条及び第三十五条の規定

ハ 第三条中相続税法第三十三条の二の改正規定、同法第三十四条に五項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）、同法第五十九条に二項を加える改正規定（同条第六項に係る部分に限る。）、同法第六十条の改正規定、同法第六十条の二を削る改正規定及び同法第七十条の改正規定並びに附則第四十一条第一項及び第二項、第四十二条第二項並びに第四十五条の規定

ニ 第四条中地価税法の目次の改正規定、同法第三十六条及び第三十七条の改正規定、同法第四十一条を削る改正規定並びに同法第四十二条の改正規定（同条第二項に係る部分を除く。）

ホ 第六条中消費税法の目次の改正規定、同法第五十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十五条（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十六条第一項の改正規定（同項第一号及び第二号に係る部分を除く。）、同法第六十二条の改正規定、同法第六十三条を削る改正規定、同法第六十三条の二を同法第六十三条とする改正規定並びに同法第六十五条第四号及び第五号を削る改正規定並びに附則第四十七条第四項、第五項及び第七項の規定

ヘ 第七条中酒税法の目次の改正規定、同法第五章中第三十条の六の次に一条を加える改正規定、同法第五十三条を削り、同法第五十三条の二を同法第五十三条とする改正規定及び同法第五十八条第一項第十三号を削る改正規定並びに附

則第四十八条第一項の規定

ト 第八条中たばこ税法の目次の改正規定、同法第四章中第二十二条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条规定を削る改正規定、同法第六章中第二十八条を第二十七条とする改正規定、同法第二十九条规定第六号を削り、同条を同法第二十八条とする改正規定及び同法第三十条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分を除く。）並びに附則第四十八条第二項の規定

チ 第九条中揮発油税法の目次の改正規定、同法第三章中第十三条の次に一条を加える改正規定、同法第十七条规定第八項の改正規定（「（昭和二十七年法律第六十六号）」を削る部分に限る。）、同法第二十六条を削り、同法第二十六条の二を同法第二十六条とする改正規定及び同法第二十八条第七号を削る改正規定並びに附則第四十八条第三項の規定

リ 第十条中地方揮発油税法第十一条の二の改正規定、同法第十六条を削る改正規定及び同法第十七条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分を除く。）並びに附則第四十八条第四項の規定

ヌ 第十一条中石油ガス税法の目次の改正規定、同法第四章中第二十条の次に一条を加える改正規定、同法第二十六条を削る改正規定、同法第二十七条（見出しを含む。）の改正規定、同法第六章中第二十八条を第二十七条とする改正規定、同法第二十九条规定第七号を削り、同条を同法第二十八条とする改正規定及び同法第三十条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分を除く。）並びに附則第四十八条第五項の規定

ル 第十二条中石油石炭税法の目次の改正規定、同法第四章中第十八条の次に一条を加える改正規定、同法第二十三条を削る改正規定、同法第六章中第二十四条を第二十三条とする改正規定、同法第二十五条第六号を削り、同条を同法第二十四条とする改正規定及び同法第二十六条の改正規定（同条第二項中「の違反行為」を「又は第三項の違反行為」に、「同項」を「これらの規定」に改める部分を除く。）並びに附則第四十八条第六項の規定

リ 第十三条中航空機燃料税法の目次の改正規定、同法第十九条を削る改正規定、同法第六章中第二十条を第十九条とする改正規定、同法第二十一条第三号を削り、同条を同法第二十条とする改正規定及び同法第二十二条の改正規定並びに附則第四十八条第七項の規定

ワ 第十四条中電源開発促進税法の目次の改正規定、同法第十二条を削る改正規定、同法第五章中第十三条を第十二条とする改正規定、同法第十四条第三号を

削り、同条を同法第十三条とする改正規定及び同法第十五条の改正規定並びに附則第四十八条第八項の規定

カ 第十六条中印紙税法の目次の改正規定、同法第二十一条を削り、第五章中第二十二条を第二十一条とする改正規定、同法第二十三条第五号を削り、同条を

同法第二十二条とする改正規定及び同法第二十四条を同法第二十三条とし、同法第二十五条を同法第二十四条とする改正規定並びに附則第五十条の規定

ヨ 第十七条中国税通則法第三条の二の次に一条を加える改正規定（第四条第十号及び第十二号に係る部分に限る。）、同法第七十四条の二第一項の改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定（第七十四条の十二第六項及び第七項並びに第七十四条の十三に係る部分を除く。）及び同法第一百二十六条の次に一条を加える改正規定（第一百二十七条第一号に係る部分を除く。）並びに附則第五十五条第一項、第五十六条及び第五十七条の規定

タ 第十九条の規定（租税特約法第八条の四第三項第一号の改正規定（「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める部分に限る。）、同法第九条の四の二の改正規定、同法第二十二条の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十条の三（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十条の四（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十二条第一項の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十八条の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九条の二の改正規定、同法第二十九条の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九条の二の改正規定（同条第一項及び第二項に係る部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定（第二十九条の三第八項、第十一項及び第十二項に係る部分に限る。）、同法第三十一条第三項第一号の改正規定、同法第三十七条の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定（同条第八項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の五第十二項第一号及び第四十一条の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定（同条第九項、第十二項及び第二十項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十四の改正規定、同法第四十一条の十六の改正規定、同法第四十一条の十七第二項の改正規定、同法第四十二条の二の次に一条を加える改正規定（第四十二条の二の二第一項に係る部分を除く。）、同法第四十二条の三第二項の改正規定（同項第五号及

び第六号に係る部分に限る。）、同法第六十二条第八項の改正規定、同法第六十一条の四第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八条の六十七第七項の改正規定、同法第六十八条の八十八第八項の改正規定、同条第十一項第二号の改正規定、同項を同条第十三項とする改正規定、同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第八十七条の八の改正規定、同法第八十八条の六の改正規定、同法第八十八条の七の改正規定（同条第一項及び第五項に係る部分を除く。）、同法第八十九条の二の改正規定、同法第八十九条の三の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第八十九条の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の三の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第九十条の四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに同法第九十条の六の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに同法第九十条の六の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）並びに同法第六十四条、第七十一条、第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条第二項及び第三項、第七十六条、第八十二条第二項、第八十三条、第八十四条第八十九条第二項から第四項まで、第一百七条、第一百九条第一項から第四項まで、第一百三十四条、第一百三十六条第二項から第四項まで、第一百四十三条、第一百四十九条並びに第一百五十二条の規定

ソ 第二十二条中輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十一条第三項の改正規定、同法第二十二条の改正規定及び同法第二十四条の改正規定（同条に一号を加える部分に限る。）並びに附則第一百五十二条の規定

ツ 第二十二条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第五条（見出しを含む。）の改正規定及び同法第七条第四号の改正規定並びに附則第一百五十三条第四項から第六項までの規定

ネ 第二十三条中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十九条の改正規定及び同法第二十二条の改正規定並びに附則第一百五十四条の規定

二十四年四月一日

五 第一条中所得税法第二百六十二条第十号の改正規定、同法第一百九条の改正規定

、同法第二百二十五条第一項第八号の改正規定及び同法第二百三十二条の二の改

正規定並びに附則第八条、第十二条、第十三条第三項及び第十五条の規定 平成

二十五年一月一日

六 次に掲げる規定 平成二十六年一月一日

イ 第一条中所得税法第二百二十八条の四の改正規定（同条第一項に係る部分に限る。）及び附則第十四条第一項の規定

ロ 第三条中相続税法第五十九条第四項の改正規定及び同条に二項を加える改正規定（同条第五項に係る部分に限る。）並びに附則第四十四条の規定

ハ 第十条中租税特別措置法第九条の八の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定及び同法第四十二条の一の次に一条を加える改正規定（第四十二条の二の二第一項に係る部分に限る。）並びに附則第六十五条、第七十七条及び第八十九条第一項の規定

二 第二十二条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条の改正規定及び附則第一百五十三条第一項から第三項までの規定

七 第二十条中租税特別措置法第十三条の二第一項の改正規定、同法第四十六条の三第一項の改正規定及び同法第六十八条の三十二第一項の改正規定 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

八 第二十条中租税特別措置法第十四条（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第四十七条（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く。）及び同法第六十八条の三十四（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第七十条第十項及び第十一項、第一百二条第十六項及び第七项並びに第一百二十九条第十六項及び第十七項の規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日

九 第二十条中租税特別措置法第二十九条の二の見出しを削り、同条の前に見出し

を付する改正規定、同条の改正規定（同項第一項及び第二項に係る部分に限る。）

）、同法第二十九条の四及び第二十九条の五を削り、同法第二十九条の三を同法第二十九条の四とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十九条の二の次に一条を加える改正規定（第二十九条の三第八項、第十一項及び第十二項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の十九第一項の改正規定（「第二十九条の二第一項本文」の下に「又は第二十九条の三第一項本文」を加える部分に限る。）

、同法第四十二条の三第二項第二号の改正規定、同法第三章第四節の二を同章第四節とし、同章第三節の三の次に二節を加える改正規定（第三節の五に係る部分に限る。）並びに同章第十四節の次に二節を加える改正規定（第十四節の三に係る部分に限る。）並びに附則第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第四項、第一百六条並びに第一百三十二条の規定 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）の施行の日

十一 第二十条中租税特別措置法第三十四条の二第二項の改正規定（同項第十四号の次に一号を加える部分に限る。）、同法第四十一条の十九第一項の改正規定（「第二十九条の二第一項本文」の下に「又は第二十九条の三第一項本文」を加える部分を除く。）、同法第四十二条の十の次に二条を加える改正規定（第四十二条の十一に係る部分に限る。）、同法第三章第四節の二を同章第四節とし、同章第三節の三の次に二節を加える改正規定（第三節の四に係る部分に限る。）、同法第六十五条の四第一項の改正規定（同項第十四号の次に一号を加える部分に限る。）、同法第六十八条の十四の次に二条を加える改正規定（第六十八条の十五に係る部分に限る。）、同章第十四節の次に二節を加える改正規定（第十四節の二に係る部分に限る。）及び同法第九十八条の表の改正規定（同表の市町村の項に係る部分に限る。）並びに附則第七十五条第二項、第八十五条、第一百条、第一百五条、第一百八条第二項、第一百二十七条、第一百三十一条、第一百三十五条第二項及び第一百五十八条（別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第二号に係る部分に限る。）の規定 総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）の施行の日

十二 第二十条中租税特別措置法第四十四条の五を同法第四十四条の三とし、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第六十八条の二十六を同法第六十八条の二十五とし、同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第一百一条第九項及び第一百二十九条第九項の規定 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日

十二 第二十条中租税特別措置法第八十三条の見出しの改正規定、同条第一項の改

正規定（「平成二十三年三月三十日」を「平成二十五年三月三十日」に改める部分を除く。）及び同条第一項の改正規定 都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日

（所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法（以下附則第十五条までにおいて「新所得税法」という。）の規定は、平成二十三年分以後の所得税について適用し、平成二十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（源泉徴収に係る所得税の納稅地に関する経過措置）

第三条 新所得税法第十七条の規定は、同条に規定する源泉徴収をすべき所得税を平成二十四年一月一日以後に納付する場合について適用する。

（給与所得及び退職所得に関する経過措置）

第四条 新所得税法第二十八条及び第三十条の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

第五条 新所得税法第五十七条の「第一項及び第二項の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。」

（扶養控除に関する経過措置）

第六条 新所得税法第八十四条第一項及び第八十五条第三項の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（更正又は決定による源泉徴収税額等又は予納稅額の還付に関する経過措置）

第七条 新所得税法第一百五十九条及び第一百六十条の規定は、平成二十四年一月以後に支払決定又は充当をするこれらの規定による還付金に係る還付加算金について適用する。ただし、当該還付加算金の全部又は一部で、同日前の期間に対応するもの計算については、なお従前の例による。

平成二十三年十一月三十一日以前に支払決定又は充当をした第一条の規定による改正前の所得税法（以下附則第十六条まで、第五十五条及び第五十七条において「旧所得税法」という。）第一百五十九条又は第一百六十条の規定による還付金に係る還付加算金については、なお従前の例による。

（国内源泉所得に関する経過措置）

第八条 新所得税法第一百六十二条第十号の規定は、平成二十五年一月一日以後に支払を受けるべき同号に掲げる年金について適用し、同日前に支払を受けるべき旧所得税法第一百六十二条第十号に掲げる年金については、なお従前の例による。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第九条 新所得税法第一百九十条の規定及び新所得税法別表第二から別表第五までの規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき新所得税法第一百八十三条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第一百八十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

2) 新所得税法第一百九十四条第一項、第一百九十五条の二第一項及び第一百九十五条の三の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する新所得税法第一百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除申告書、新所得税法第一百九十五条の二第二項に規定する給与所得者の配偶者特別控除申告書及び新所得税法第一百九十五条の三第三項に規定する給与所得者の成年扶養親族に係る申告書について適用する。

（退職所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第十一条 新所得税法第二百一一条の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき新所得税法第一百九十九条に規定する退職手当等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第一百九十九条に規定する退職手当等については、なお従前の例による。

2) 新所得税法第二百三条第一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条第八項に規定する退職所得の受給に関する申告書について適用する。

（公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置）

第十二条 新所得税法第二百三条の三の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払うべき新所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第二百三条の二に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

例による。